

院内における暴力・暴言等に対する当院の対応について

医療安全管理委員会

当院では患者さんの安全を守り、診療が円滑に行われるために、病院職員や他の患者さんに対して、下記のような行為を認めた場合には、外来、入院を問わず、以後の診療をお断りする場合や、必要に応じて所轄警察に届ける場合があります。

1. 他の患者さんや職員にセクシャルハラスメントや暴力行為（殴る・蹴るなど）があった場合、もしくはその恐れが強い場合
2. 大声、暴言、または脅迫的な言動（誹謗、威嚇、中傷など含む）により、他の患者さんに迷惑を及ぼし、あるいは職員の業務を妨げた場合
3. 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院業務を妨げた場合
4. 建物設備等を故意に破損した場合（器物破損）
5. 受診に必要なない危険な物品を院内に持ち込んだ場合
6. その他職員や周りの患者さんに対する迷惑行為（無視など）

安全な医療および療養環境の提供のため、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2018年12月作成